

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年
内閣府、厚生労働省、農林水産省、令第一号
経財内務省、国土交通省

改正案	現行
<p>（本人確認記録の保存期間） 第十一条（略）</p> <p>2 前項に規定する「取引終了日」とは、次に掲げる本人確認記録を作成した取引の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める日とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 令第八条第一項第一号ト、ル（媒介又は代理を行うことを内容とする契約に限る。）、ヲ、ワ（媒介又は代理に限る。）、カ（媒介に限る。）、ヨからレまで、ム、ウ若しくはハに掲げる取引、同項第二号ロ若しくは第三号ロに掲げる取引、同項第四号に定める取引、同項第五号ロ若しくは第六号ロに掲げる取引又は令第十条第二号に掲げる取引 当該取引が行われた日</p> <p>3（略）</p>	<p>（本人確認記録の保存期間） 第十一条（略）</p> <p>2 前項に規定する「取引終了日」とは、次に掲げる本人確認記録を作成した取引の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める日とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 令第八条第一項第一号ト、ル（媒介又は代理を行うことを内容とする契約に限る。）、ヲ、ワ（媒介又は代理に限る。）、カ（媒介に限る。）、ヨからレまで、ム若しくはハに掲げる取引、同項第二号ロ若しくは第三号ロに掲げる取引、同項第四号に定める取引、同項第五号ロ若しくは第六号ロに掲げる取引又は令第十条第二号に掲げる取引 当該取引が行われた日</p> <p>3（略）</p>